

岡崎市地域包括ケア推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、市民が住み慣れた地域で、できる限り自分らしい生活を続けられるように、関係者が集まって、市民と共に地域全体の多職種連携を推進することや、地域包括支援センターが実施する地域ケア会議において把握された地域課題についての検討をすることで、地域包括ケアシステムを構築していくことを目的とする。

(所掌事務の詳細)

第3条 協議会の所掌事務の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健、医療、福祉等の多職種連携を効果的に推進すること。
- (2) 在宅医療・在宅介護等を担う専門的な人材と、日常の在宅生活を市民同士で支える地域の人材を育成すること。
- (3) 医療と介護の従事者と市民の中に、地域包括ケアへの理解と関心を高めること。
- (4) 地域ケア会議で把握された地域課題の検討及び地域づくりに関すること。
- (5) その他地域包括ケアの推進に関し、必要と認められること。

(委員の選任)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 介護サービス事業者
- (5) 社会福祉協議会職員
- (6) 関係行政機関職員
- (7) 地域包括支援センター職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

2 協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(会長等)

第5条 協議会には、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長、副会長は、委員の互選によるものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、在席委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 協議会の議事は、議長を除く出席委員の3分の2以上でこれを決する。

4 会長は、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の委員の出席を求めて協議会を開催することができる。

5 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、ふくし相談課、長寿課及び介護保険課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市在宅医療・介護連携協議会設置要綱の廃止)

2 岡崎市在宅医療・介護連携協議会設置要綱(平成26年5月15日制定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。